



内閣府

指名停止について

記者発表資料

～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和6年8月16日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 森 明彦
契約管理係長 宮良 長幸

TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 比屋根 剛
管理係専門職 照屋 華乃子

TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(有) いとまん建築センター	沖縄県糸満市字糸満2432-8 (102号)

2. 指名停止措置期間 :

令和6年8月16日～令和6年11月15日（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

本件は、沖縄総合事務局開発建設部営繕課発注の「南大東島気象台（R6）改修実施設計業務」の入札手続きにおいて、令和6年7月12日に開札をし、(有) いとまん建築センターが落札したが、令和6年7月17日に「入札金額に積算のミスがあり、当該金額で業務を受注した場合、会社の経営が困難になることが明確となったため」として契約締結を辞退した。

5. 指名停止措置理由

本件については、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年8月6日付け総会計第642号）別表第2第15号の措置要件に該当するとして指名停止措置を講ずるものである。

○沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2 抜粋

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内